

令和7年第1回臨時会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 7 年 1 月 2 3 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 1 号～議案第 4 号

提案～採決

○出席議員（10名）

1 番 西 森 一 博
 2 番 都 志 今朝一
 3 番 笹 沼 美 保
 4 番 三 澤 澄 子
 5 番 加 藤 泰 久

6 番 山 崎 文 直
 7 番 百 瀬 輝 和
 8 番 太 田 篤 己
 9 番 唐 澤 由 江
 10 番 原 源 次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長 藤 城 栄 文
 副 村 長 田 中 俊 彦
 教 育 長 清 水 閣 成
 総 務 課 長 清 水 勝 宏
 危機管理課長 宮 下 裕 司
 地域づくり推進課長 高 橋 里 江
 会 計 管 理 者 城 取 晴 美
 財 務 課 長 市 川 美 保
 住民環境課長 松 澤 さゆり

健康医療課長 武 島 亮 子
 福 祉 課 長 山 崎 一
 こども課長 武 井 香 織
 産 業 課 長 有 賀 正 浩
 観光森林課長 有 賀 仁 志
 建設水道課長 武 井 厚
 教 育 次 長 藤 澤 勇
 代表監査委員 加 藤 篤

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 高 木 謙 治
 議 会 事 務 局 次 長 宮 澤 文 敏

会議のてんまつ

令和7年1月23日

午前9時00分 開会

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） 御苦労さまです。

ただいまから、令和7年第1回南箕輪村議会臨時会を開会します。

ただいま、出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番、山崎文直議員、7番、百瀬輝和議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

先ほど議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） おはようございます。議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました令和7年第1回南箕輪村議会臨時会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告をいたします。

本臨時会に付議された事件は、議案4件です。会期は本日1月23日限りといたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 源次） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1月23日限りに決定しました。

なお、本臨時会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） おはようございます。令和7年第1回議会臨時会を招集申し上げましたところ、全議員の御出席を賜り開催できますことに、まずは感謝を申し上げます。

本日の臨時会ではありますが、南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例、また、南箕輪村一般会計補正予算等の御審議をお願いいたします。

全議案、原案どおりお認めいただくことをお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

議長（原 源次） 日程第3、議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第1号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定を踏まえ、一般職等の給与改定を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） それでは、議案第1号の細部説明を申し上げます。

本案は、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定を踏まえ、職員給与の引上げ等を行うための条例改正をお願いするものでございます。

本村の職員給与に関しましては、これまでも国の人事院勧告を基準に給与改定を行っており、本年も8月に人事院勧告が行われ、12月17日、国の給与法が改正されたことを受けまして、村の一般職の職員、議会議員並びに特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例の一部改正を行うものでございます。

内容といたしましては、一般職の職員の月例給につきましては、若年層に特に重点を置き、全ての職員を対象に民間較差1万1,183円、平均2.76%引き上げるものでございます。

期末勤勉手当につきましては、定年前再任用短時間勤務職員は年間0.05か月、それ以外の一般職、議員、特別職につきましては、0.1か月の引上げとなるものでございます。また、寒冷地手当につきまして、民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引き上げるものでございます。

それでは、各条項につきまして、新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案7ページを御覧ください。

初めに、第1条関係、南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第27条は期末手当の額の規定をしておりますが、期末手当の支給率を0.05か月引上げ、100分の127.5とするものでございます。特定幹部職員も同様に0.05か月引上げ、100分の107.5とします。

第2項は、定年前再任用短時間勤務職員に対する支給率を0.025か月引上げ、100分の71.25に、特定幹部職員につきましても同様に引き上げ、100分の61.25とするものでございます。

第30条は勤勉手当の額を規定しておりますが、第1項は、勤勉手当の支給率を0.05か月引上げ、100分の107.5とするものです。特定幹部職員も同様に0.05か月引上げ、100分の127.5といたします。

8ページを御覧いただきまして、第2項は、定年前再任用短時間勤務職員に対する支給率を0.025か月引上げ、100分の51.25に、特定幹部職員につきましても同様に引き上げ、100分の61.25とするものでございます。

第33条は、寒冷地手当の額を規定しておりますが、月額を11.3%引上げ、第1項の世帯主

である職員にあって、扶養親族のあるものについては1万9,800円に、第2項の世帯主である職員にあって、前号に掲げる職員以外のものについては1万1,400円に、第3項の前2号に掲げる職員以外の職員については、8,200円とするものでございます。

別表第1、行政職給料表につきましては、給料表の改正となりますので、御覧をいただきたいと思います。

続いて、14ページを御覧ください。

第2条関係、南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

第5条第2項におきまして、議員に支給する期末手当の支給率を0.1か月分引上げ、100分の180とするものでございます。

続いて、第3条関係、南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正でございます。

第2条第2項におきまして、特別職の職員に支給する期末手当の支給率を0.1か月分引上げ100分の180、寒冷地手当については、一般職の職員と同様とするものでございます。

5ページにお戻りいただきまして、附則についてでございます。

第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

第2項は、一般職員の寒冷地手当及び給料表につきましては、令和6年4月1日から適用するものでございます。

第3項は、一般職の期末勤勉手当並びに議会及び特別職の期末手当については、令和6年12月1日から適用するものでございます。

6ページを御覧いただきまして、第4項及び第5項は、一般職の給与及び議員並びに特別職の期末手当等についての内払の規定でございます。

第6項は、規則への委任事項の規定となります。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） これから、議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 職員の給与については、人勧に応じてずっと改正してきているということは承知しております。それで、その都度ちょっと最近お聞きしていないんですけれども、この改定に関して職員労働組合との話し合いはいつもされるのかどうかということと、あとラスパイレスについて、どのくらいになっているのかをお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） それでは、御質問にお答えをいたします。

組合との関係、協議についてでございますが、毎年、組合のほうから独自主要求書とか要求書が出てまいります。その中で、給与改定についても協議をさせていただいて、その中で、合意書を交わした上で行っております。

また、ラスパイレスにつきましてはですが、これは、現在あるのが令和5年の4月1日でございますが、ラスパイレスは本村におきまして95.1%ということで、令和6年の1月につきましても若干上がっているという状況ではございますが、95%前後ということでありますので、お願いいたします。

以上です。

議長（原 源次） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

議案第2号「令和6年度南箕輪村一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第2号「令和6年度南箕輪村一般会計補正予算（第9号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、普通交付税の追加交付と物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付によるもの、ふるさと納税の寄附額の増、歳出では、本年度の人事院勧告による給料表等の改定に伴う職員等の給料、職員手当等の人件費、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業及びふるさと納税業務委託料等に関わる経費が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,613万6,000円を加え、歳入歳出予算の総額を88億4,864万3,000円とするものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） それでは、議案第2号の細部説明を申し上げます。

初めに予算書の28ページをお開きいただき、歳出の人件費から説明させていただきます。

給与費明細書をお願いいたします。

1、特別職です。

一番下の比較の欄を御覧ください。

長等の期末手当と寒冷地手当及び議員の期末手当は、人事院勧告に基づく改定、長等のその他の手当は児童手当の制度改正、共済費は給与改定に伴うものでございます。

おめくりいただき、29ページの2、一般職をお願いいたします。

30ページの（2）給料及び職員手当の増減額の明細により御説明申し上げます。

報酬、会計年度任用職員分は職員数の増、給料につきましては、給与改定に伴う増減分として、人事院勧告に基づく増、その他の増減分は、育児・産後休業からの復帰による増等でございます。

職員手当は、制度改正に伴う増減分として、児童手当の改正による増、退職手当負担率の変更に伴う減ということで、差引きマイナスとなっています。その他の増減分は、給与改定による増として、人事院勧告に基づく期末勤勉手当と寒冷地手当の改定による増、育児・産後休業、休職等による増減分等を計上しています。

各職員手当の内訳は、29ページ下段の内訳表のとおりとなっております。

以上の説明によりまして、各事業、各項目の1節報酬から4節の共済費までの人件費につきましては説明を省略させていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、議案書12ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出からでございます。

おめくりいただき、13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項3目0229ふるさと納税事業です。12節委託料で、ふるさと納税業務委託料です。12月のふるさと納税が、年末の駆け込みによる寄附が想定以上に多く、寄附額7,000万円の増額を見込んでいます。委託料として、経費に当たる50%の増額を計上するものです。

14ページに移りまして、9目基金費、0236減債基金積立金、24節積立金です。昨年末の国の補正予算により地方交付税が増額されたことを受け、その中で配分されました臨時財政対策債償還基金費を積み立てるものです。

12目0242地域づくり推進事業、13節使用料及び賃借料は、バレーボールSVリーグの2月からのパブリックビューイング10回分の配信料を計上しています。クラウドファンディングの寄附金を活用しております。

0244移住定住対策事務、18節負担金、補助及び交付金の補助金の移住支援交付事業補助金は、本年度この事業を活用した移住が2世帯ありました。当初予算との差額を計上するものです。

13目0246公共交通対策事業費、10節需用費の光熱水費は、補正予算（第8号）で増額をお願いしたところですが、電気料が想定以上にかかり、不足が見込まれる額の補正をお願いするものです。

おめくりいただき、16ページをお願いいたします。

3款民生費、1項1目0361臨時福祉給付金事業は、国が実施する物価高騰対策重点支援給付金事業の住民税非課税世帯へ1世帯当たり3万円を給付する事業と、長野県支援金分として、長野県が実施する住民税均等割のみ課税世帯へ2万円給付する事業です。

1節報酬から、おめくりいただきました17ページの18節負担金までは、2つの事業に係る事務費でございます。

19節扶助費の物価高騰対策重点支援給付金は、給付額1世帯当たり3万円、1,200世帯分を計上しています。

長野県支援金は、県が2万円を給付する対象世帯に、村が重点支援地方交付金の推奨メニュー分を一部活用して、村上乘せ分として1万円を給付し、1世帯当たり給付金合計3万円、840世帯分を計上しています。

2項1目0334特別給付金事業です。これは、ただいま説明いたしました0361臨時福祉給付金事業の対象世帯に、18歳未満の子供がいる世帯に子供1人当たり2万円が加算されるという給付事業で、1節報酬から18ページの11節役務費までは、この事業の事務費です。

19節扶助費は、物価高騰対策重点支援給付金こども加算として170人、長野県支援金こども加算は70人を見込み計上しております。

2目0340保育園運営事業の1節報酬の会計年度任用職員報酬は、0334特別給付金事業へ振り替えたため減額するものです。

ページ少し飛びまして、24ページをお願いいたします。

8 款土木費、4 項 2 目 0850 大芝公園管理総務事務の 14 節工事請負費です。モバイルトイレが 3 月下旬に納入される予定です。移動可能なトイレですが、通常設置する箇所に上下水道と電気の工事をするための経費を計上しています。

ページ飛びまして、27 ページをお願いいたします。

14 款予備費、1 項 1 目 1400 予備費でございます。歳入歳出予算の調整をさせていただくものでございます。

続いて、8 ページにお戻りをいただき、2、歳入をお願いいたします。

12 款地方交付税です。昨年末の国の補正予算による普通交付税の増額分を計上しております。

おめくりいただき、9 ページをお願いいたします。

16 款国庫支出金、2 項 2 目総務費国庫補助金、2 節企画振興費補助金で、地方創生臨時交付金です。国の実施する住民税非課税世帯への給付金事業の事業費の概算分です。

10 ページをお願いいたします。

17 款県支出金、2 項 2 目総務費県補助金、1 節総務管理費補助金で、移住支援金交付事業補助金です。0244 事業の補助ですが、当初 1 世帯で 2 分の 1 補助を計上していましたが、実績は 2 世帯で、補助率 4 分の 3 となる対象地域からの移住ということで、当初予算との差額を計上するものです。

3 目民生費県補助金、1 節社会福祉費補助金は、長野県の実施する住民税均等割のみ課税世帯対象の給付金事業の事務費を含む事業費の概算分です。

おめくりいただき、11 ページをお願いいたします。

19 款寄附金、1 項 1 目一般寄附金です。ふるさと納税寄附金が年末の駆け込み寄附が想定以上にあり、7,000 万円の増額を計上しまして、今年度の最終見込額が 5 億 1,000 万円の過去最高となる見込みです。

以上が歳入の説明となります。

予算書 5 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表、繰越明許費でございます。

8 款土木費、2 項公園費、モバイルトイレ上下水・電気工事 409 万 5,000 円です。歳出でも御説明いたしましたが、モバイルトイレの納入が 3 月下旬となる予定です。接続工事等が 3 月 31 日までに完了できないことから、繰越しをお願いするものです。

以上で、議案第 2 号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次）これから、議案第 2 号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

三澤議員。

4 番（三澤 澄子）4 番、三澤です。

今回、物価高騰対策としての地方創生臨時交付金で手当されている部分が幾つかあるわけですが、今回は限定的といいますか、困窮世帯と子供の部分のみでありますので、本来もう少し物価高騰対策、いろんな分野に気を配っていただきたいところですが、今回出ている予算的なものは、9 ページにあるように 4,440 万円ということですが、あとどのくらいのものが交付される見込みがあるのかということをお聞きして、3 月議会のほうですということでもありますので、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

分かりますでしょうか、お願いします。

議長（原 源次） 市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 三澤議員の質問にお答えいたします。

今回計上されているものは、県の給付金に1万円上乘せということになっております。

次の補正予算で、3月定例議会に提案していきたいと思っている事業になりますけれども、これが福祉事業の燃料高騰対策支援事業補助金ということで、福祉施設への給付金ですね。これを考えております。30事業所で約530万円ほど、それから、運送業者の燃料高騰対策の支援ということで補助金を、これは事業用の車両を保有する貨物自動車、運送事業者、こちらのほうを考えております。およそ140万円ほど。

それから、学校給食の材料の高騰分ですね。こちらのほうが児童生徒1食当たり55円の補助ということで、令和6年度分ですけれども1,711万円ほど、それから、もう少し先になりますけれども、農業者の燃料高騰対策、こちらのほうを考えております。これがおよそ840万円ほど。それから、令和7年度の学校給食の補助、こちらのほうが1,875万6,000円ほど、総額で4,900万円前後を考えております。

今後、また提案してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（原 源次） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

議案第3号「令和6年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第5号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第3号「令和6年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第5号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の水道事業費用を99万5,000円増額し、支出総額を2億6,092万7,000円とするものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第3号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書4ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。

1款1項5目総係費の1節給料から30節負担金につきましては、人事院勧告による職員の給与改定及び会計年度任用職員の報酬月額引上げに伴い、99万5,000円を増額補正するものでございます。

5ページから7ページは給与費明細書を記載しておりますので、お目通しいたきまして、

ここでの説明は省略させていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、

第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の補正予定額を127万1,000円増額して、2,887万8,000円とするものでございます。

以上、議案第3号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） これから、議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第4号「令和6年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第4号「令和6年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の下水道事業費用を59万9,000円増額し、支出総額を6億1,367万1,000円とするものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第4号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明をいたしますので、議案書4ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。

1款1項5目総係費の1節給料から30節負担金につきましては、人事院勧告による職員の給与改定に伴い、59万9,000円増額補正するものでございます。

5ページから7ページは給与費明細書を記載しておりますので、お目通しいただきまして、ここでの説明は省略させていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の補正予定額を81万7,000円増額して、1,958万4,000円とするものでございます。

以上、議案第4号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） これから、議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の討論

を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第 1 号を採決します。

議案第 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 2 号「令和 6 年度南箕輪村一般会計補正予算（第 9 号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第 2 号を採決します。

議案第 2 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立全員です。

したがって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議案第 3 号「令和 6 年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第 5 号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第 3 号を採決します。

議案第 3 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立全員です。

したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 号「令和 6 年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第 3 号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第 4 号を採決します。

議案第 4 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立全員です。

したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 全議案、原案のとおりお認めをいただきましてありがとうございました。

お礼を申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

議 長（原 源次） これをもちまして、令和7年第1回南箕輪村議会臨時会を閉会します。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議 長（原 源次） 御苦労さまでした。

閉会 午前9時37分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員